関西学院大学 研究成果報告

2020年 5 月 31 日

関西学院大学 学長殿

所属:文学部職名:教授

氏名:橋本伸也

以下のとおり、報告いたします。

研究制度	■特別研究期間 □自由研究期間 □大学共同研究 □個人特別研究費 □博士研究員 ※国際共同研究交通費補助については別様式にて作成してください。
研究課題	20世紀世界史の構想過去をめぐる政治とその紛争化のなかで
研究実施場所	日本国内(資料収集のためアメリカ合衆国、ポーランド、バルカン諸国な どにも滞在)
研究期間	2019年 4 月 1 日 ~ 2020年 3 月 31 日(12ヶ月)

◆ 研究成果概要 (2,500字程度)

上記研究課題に即して実施したことを具体的に記述してください。

研究計画書に記載した目的を達成するために、以下のような研究活動を進めた。

- 1) 20世紀ヨーロッパ史を俯瞰した大著であるKonrad Jarausch, Out of Ashes: A New History of Europe in the Twentieth Century (Princeton University Press, 2015)の翻訳を進め、概ね半分にあたる第二次世界大戦終結までを完成させた。西欧中心の歴史像が横行する中にあって、ロシア・ソ連にいたるヨーロッパ全体を視野に収め、かつ植民地問題にも相当の注意を払ったバランスの取れた叙述は、西欧・アメリカ中心の世界史像の再構築をはかるにあたって有意義なものであった。同書については橋本の単独訳で2022年に翻訳刊行が決定しており、引き続き作業を継続する予定である。
- 2) 第二次世界大戦後の戦争と抑圧の記憶の形成に当たってGenocide概念がきわめて重要な意味を持つが、この概念の成立過程を批判的に研究する必要があることについて、前年度執筆し2019年3月に公刊された「「ジェノサイド」の想起と忘却をめぐる覚書」、山室信一他編『われわれはどんな「世界」を生きているのか』ナカニシヤ出版、2019年、で指摘した。この指摘をさらに発展させるために、ヴェトナム戦争に関してこの概念をはじめて使用したいわゆる「ラッセル法廷」について、アメリカ合衆国のコーネル大学、法政大学等において文書館資料の収集を行った。

1980年代以降発展してきたGenocide Studiesでは、意図的にヴェトナム戦争をGenocide

概念の適用可能な対象として扱うことを忌避し、そのような用法自体を隠蔽しようとする意図が濃厚に確認されるが、実際は、哲学者バートランド・ラッセルの提唱した民間法廷とはいえ、法律専門家による綿密な検討を踏まえてこの概念をヴェトナム戦争にたいして司法的に適用したのがラッセル法廷であった。ジェネサイド条約の制定後無視されていたこの概念が日の目を見たのはこの機会であった。コーネル大学や、前年度末に資料調査したカナダのマックマスター大学にあるバートランド・ラッセル文書館に残された文書資料からは、ラッセルをはじめとした当時の知識人たちがこの課題にどれほど真剣に取り組もうとしていたのかが看取され、ラッセル法廷で裁判長を務めた哲学者のジャン・ポール・サルトルは、ヴェトナムにとどまらずフランスのアルジェリア戦争での残虐行為なども含めてGenocideについて考察を深めており、戦後世界においてこの概念が西欧やアメリカによる植民地支配の文脈において理解されていたことが明確になった。

法政大学にはラッセル法廷に始まり、その後ョーロッパと日本で広く展開されたヴェトナムにおけるアメリカの戦争犯罪を追及する国際活動に関わる日本側の関連資料がきわめて膨大に残されており、ラッセルやサルトルによる問題提起が1960年代から70年代の日本の市民社会においてどのように受け止められたのかを、とりわけ知識人や社会団体の活動を通して把握することができた。現在は資料収集した段階にとどまるが、20世紀の世界史を構想するに当たって欠かすことのできない観点を得ることができたように思われる。日本の戦後知識人論はややもすると一国内に閉じた文脈で理解されがちであるが、当時存在した知識人の国際ネットワークに日本社会がどれほど有機的に組み込まれたいたのかを確認できたことがきわめて重要である。

あわせて、Genocide概念の形成過程についての検討を進めるなかで、この概念の形成過程を家族史も交えながら社会史的手法を用いて論じたフィリップ・サンズ『ニュルンベルク合流』の書評を執筆した。2020年度内には公表予定である。

3) 日本学術振興会からの委託事業として進めてきた研究プロジェクトの成果として刊行 予定のStefan BERGER & Nobuya HASHIMOTO (eds.), Borders in East and West: Transnational and

Comparative Perspectives, Berghahn Books, Forthcoming & "Border Town and Migration: A Case of

Narva and Russian Speakers in Estonia"と題する論文を執筆した。この論文は、20世紀の二つの世界大戦に際して顕著に見られた国境線移動と強制移住や住民交換について、現在のロシア連邦とエストニア共和国との境界線上に位置する小都市Narvaの事例に即して検討したものである。この都市はエストニア国内にありながら民族的ロシア人とその他のロシア語話者が住民の95%ほどを占め、ロシア国籍保有者も三割以上にのぼるという点できわめて特異な性格を有している。彼らのほとんどは第二次世界大戦後に戦争で破壊されもぬけの殻になったこの街にロシア内地や遠く中央アジアなどからさえ移住してきた人々とその子孫である。1991年のソ連解体によりロシアとあいだに国境線が引かれて「故国」から分断されたこの街に暮らす人々をめぐって、エストニア国家、ロシア国家、ヨーロッパ連合等の国際機関がどのようなにせめぎあったのか、それらに翻弄されたながら彼らが中世以来の「歴史」を資源としながらいかにしてアイデンティティの形成を図ろうとしたのかを論じた。

戦争等を原因とした国境の移動と住民の大量移住、そこに介在した大量破壊と大量殺戮は20世紀の世界の多くの地域で確認されるものであり、この小都市の事例から得られる知見は、20世紀史を構想する際の一般的観点を確立する上で重要な意味を持つ。

- 4) 20世紀の戦争と残虐行為が人々によってどのように記憶され、あるいは歴史化されたのかが上記プロジェクトで扱う重要なテーマであったが、その際に提携機関として交流のあったワルシャワ大学社会学学術院記憶研究室から依頼があり、2020年1月にポーランドを訪問して同研究室のセミナーの場でHistoricizing History and Memory Politics in Asia and Europeと題した報告を行うとともに、研究交流を行った。あわせてワルシャワ市内の博物館等を訪問して、関連資料の収集を行った。
- 5) 特別研究のテーマに関連してはさらに、2019年9月にイタリア、スロヴェニア、クロアチア、ボスニア=ヘルツェゴヴィナを訪問して、第二次世界大戦およびユーゴスラヴィア内戦についての記憶研究の研究動向、博物館展示などの検討を進めた。イタリアの第

報告用紙②

二次世界大戦の記憶については日本では研究が乏しく、イタリアとスロヴェニアやクロアチアとの対立についてもあまり取られているとは言い難いが、実際には複雑な展開がある。トリエステ郊外のスロヴェニアが居住する村に、ユーゴスラヴィアのパルチザンによるイタリア人虐殺を追悼する記念公園が作られるなど、状況はきわめて屈曲している。あわせて、旧ユーゴスラヴィア諸国ではスロヴェニア科学アカデミー文化・記憶研究所において研究交流を行うとともに、世界大戦期の強制収容所跡などを訪問して、連邦解体により多大の犠牲をだしたこの地域の現代史の記憶がどのように再構築されようとているのかを確認した。ホロコーストとアウシュヴィッツのステレオタイプに足を取られがちの現代史認識を以下にして塗り替えるのかがどれほど重要かを再確認することができた。

6) 最後に、現代ヨーロッパの歴史・記憶政治を代表する「記憶法memory law」とよばれる立法の問題性について、上記プロジェクトの一環として2018年に日本にも招聘したニコライ・コーポソフ教授の書き下ろし論文を雑誌掲載することとなり、特別研究期間の最後の時期にはその翻訳と解説の執筆にあたった。2020年度後半には刊行予定である。

以 上

提出期限:研究期間終了後2ヶ月以内

※個人特別研究費:研究費支給年度終了後2ヶ月以内 博士研究員:期間終了まで

提出先:研究推進社会連携機構(NUC)

※特別研究期間、自由研究期間の報告は所属長、博士研究員は研究科委員長を経て提出してください。

◆研究成果概要は、大学ホームページにて公開します。研究遂行上大学ホームページでの公開に 支障がある場合は研究推進社会連携機構までご連絡ください。